

厚生委員会報告資料

令和3年4月19日

報告事項件名	頁
(1) 養育費確保支援事業の実施について	2
(2) 障がい者通所施設整備・運営事業者の選定結果について	4
(3) 足立区における地域生活支援拠点等の整備について	10
(4) 障がい福祉センター業務改善及び業務報告会の実施報告について	13
(5) 高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画に係る高齢者等実態調査および 計画作成支援の委託契約の履行遅延について	19
(6) 令和2年度高齢者施設・障がい者（児）施設等に対する支援実績について （新型コロナウイルス感染症対策）	21
(7) 令和2年度介護予防事業等の実施状況について	25
(8) 介護予防・日常生活支援総合事業のサービス単価について	28
(9) 令和3年度元気応援ポイント事業の拡充・変更について	30

(福祉部)

厚生委員会報告資料

令和3年4月19日

件名	養育費確保支援事業の実施について
所管部課	福祉部親子支援課
内容	<p>養育費確保支援について、以下のとおり2つの補助金事業を実施する。</p> <p>1 足立区養育費に関する公正証書等作成促進補助金事業</p> <p>(1) 内容 養育費の取決めをするために要した公正証書作成手数料や家事調停・裁判費用（収入印紙や切手代等）を補助</p> <p>(2) 対象 足立区在住で次の要件全てを満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公正証書などで養育費の取決めがある。 ・ 養育費の取決めに係る経費を負担した。 ・ 養育費の取決めの対象となる18歳までの児童を現に扶養している。 ・ 過去に当該事業による補助金を受けていない。 <p>(3) 補助額 費用の全額（ただし、一人当たりの上限は5万円とする。）</p> <p>2 足立区養育費保証契約促進補助金事業</p> <p>(1) 内容 民間保証会社の「養育費保証契約」締結時に負担した初回保証料を補助</p> <div data-bbox="430 1299 1372 1657" data-label="Diagram"> <pre> graph TD A([ひとり親家庭]) -- ①養育費の取決め --> B([別居親]) B -.-> ④養育費不払い A C([親子支援課]) -- ②保証料支払 --> A C -- ③初回の保証料を補助 --> A A -- ⑤養育費立替 --> D([民間保証会社]) D -- ⑥養育費回収 --> B </pre> </div> <p>(2) 対象 足立区在住で次の要件全てを満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公正証書などで養育費の取決めがある。 ・ 児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にある。 ・ 養育費の取決めの対象となる18歳までの児童を現に扶養している。 ・ 民間保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している。 ・ 過去に当該事業による補助金を受けていない。 <p>(3) 補助額 上限5万円</p>

	3 開始日 令和3年4月1日
問題点・ 今後の方針	区民への周知は、区ホームページ、あだち広報（4／25号）、豆の木メール・ 応援アプリ等で行っていく。 足立福祉事務所各福祉課や戸籍住民課等、離婚に係る窓口で案内を配布する。

厚生委員会報告資料

令和3年4月19日

件名	障がい者通所施設整備・運営事業者の選定結果について
所管部課名	福祉部障がい福祉推進室障がい福祉課、福祉部福祉管理課
内容	<p>旧足立清掃事務所伊興分室跡地（東伊興一丁目）における障がい者通所施設整備・運営事業者について、足立区福祉施設指定管理者等選定審査会の結果、以下のとおり決定したので報告する。</p> <p>1 決定した整備・運営事業者の名称、所在地 事業者名 社会福祉法人ひふみ会 代表者 理事長 吉田 優 所在地 埼玉県川口市栄町二丁目7番5号</p> <p>2 提案事業者数 1法人</p> <p>3 選定審査会 (1) 審査日 ア 第一次選考審査 令和3年3月 4日(木) イ 第二次選考審査 令和3年3月26日(金)</p> <p>(2) 審査方法 ア 第一次選考審査 提案事業者から提出された書類を選定委員に送付、委員ごとに評価を行った。 イ 第二次選考審査 提案事業者からのプレゼンテーション及び質疑応答の後、選定委員ごとに評価を行った。</p> <p>(3) 評価方法 第一次選考審査、第二次選考審査ともに、各評価項目に対する選定委員評価の平均点を選定審査会の評価点とした。</p> <p>(4) 選考基準 第一次選考審査、第二次選考審査ともに、選定審査会の合計評価点において6割以上得た場合、選定できるものとした。</p>

4 提出書類

(1)	法人の沿革	(7)	職員配置計画
(2)	財務評価用書類	(8)	利用者支援計画
(3)	施設整備概要	(9)	施設衛生管理マニュアル
(4)	資金調達一覧表	(10)	地域貢献の提案
(5)	工事概算見積書	(11)	併設施設の提案
(6)	事業運営方針	(12)	労働条件チェックシート

5 選定審査会委員構成（計7名）

種 別	氏 名	役 職 等
学識経験者 (有識者含む)	【委員長】 石橋 裕子	帝京科学大学 教育人間科学部学校教育学科教授
	【副委員長】 小林 輝夫	公認会計士
	長田 昌子	社会保険労務士
区 民	片野 和恵	足立区女性団体連合会会長
	遠間 道也	足立区民生・児童委員
区職員	稲本 望	足立区資産管理部長
	中村 明慶	足立区福祉部長

6 選定審査会における評価点 別紙1、別紙2

申請法人名	第一次選考	第二次選考	結果
社会福祉法人ひふみ会	80.34点	78.25点	選定

※ 第一次選考審査、第二次選考審査ともに、選定審査会の合計評価点において6割以上得た場合、選定できるものとしている。

7 今後のスケジュール

令和3年4～5月 地元町会・自治会、地域住民へ報告
 7～8月 地元説明会実施（事業者主催）
 令和4年9～10月 建設着工
 令和6年1～2月 竣工
 4月 開設

8 選定結果の公表

本委員会報告後、区ホームページで公表する。

問 題 点
今後の方針

決定した整備・運営事業者と緊密な連携を図り、事業者が行う国・都補助金の申請手続き等について、支援・調整していく。

足立区福祉施設指定管理者等選定審査会・選考審査結果（第一次選考）
【東伊興一丁目障がい者施設】

別紙1

評価項目		評価視点	配点	評価点 (平均)
1 組織の安定性（20点）				
1	財務状況	・財務診断結果 A：5点 B：4点 C：3点 D：1点 ※Dは失格	5	5.00
2	危機管理・ 防災計画	・防災対応計画（BCP）があり、内容がきめ細かい	5	4.29
3	個人情報保護	・個人情報保護に関する規程・マニュアルを定めており、 内容がきめ細かい ・個人情報保護に関する専門の研修を実施しており、業務 に活かされている	5	4.14
4	法令遵守	・コンプライアンス規程があり、専門の研修など、遵守に つながる取り組みを積極的に行っている	5	4.14
小計（A）			20	17.57
2 運営の安定性（25点）				
5	人材育成・ 職員研修計画	・職員育成プラン（中長期）、職員研修計画（年間）が 策定されており、内容が充実している	5	4.29
6	職員待遇	・正規職員就業規則・非正規職員就業規則があり、事業に 即した内容である	5	3.71
7		・給与規程があり、事業に即した内容である	5	3.57
8		・育児休業規程・介護休業規程があり、休業取得の促進に 積極的に取り組んでいる	5	3.43
9	職員の接遇	・接遇（接客）マニュアルが整備され専門の研修を実施し ており、業務に活かされている	5	3.71
小計（B）			25	18.71
3 事業活動の内容（35点）				
10	事業運営計画	・きめ細かな事業運営計画および行事予定が毎年策定され ている	5	3.86
11	利用者支援	・虐待防止に関する規程、マニュアルがあり、事業に 即した内容である ・虐待防止対策に関する体制が確立されている	5	4.29
12		・利用者の服薬管理マニュアルがあり、内容がきめ細かい	5	3.86

評価項目		評価視点	配点	評価点 (平均)
13	施設管理 ・運営	・感染症対応マニュアルがあり、内容がきめ細かい	5	4.00
14		・事故対応マニュアル（交通事故、ケガ等）があり、内容がきめ細かい	5	4.00
15		・不審者対応マニュアルが整備され、防犯訓練を年1回以上実施している	5	3.86
16		・苦情対応等に関する取組みの規程（マニュアル）があり、内容がきめ細かい	5	3.29
小計（C）			35	27.16
4 事業計画の内容（20点）				
17	事業運営計画	・施設の目的に合致した計画・方針となっている	5	3.71
18		・地元貢献・地域活性化につながる内容である	5	3.71
19	サービス向上	・サービスの質の向上が図られる内容となっている	5	3.57
20	現実性	・整備内容は現実的なものとなっている（費用対効果など）	5	3.57
小計（D）			20	14.56
合計＝小計（A）～（D）			100	78.00

5 加点（最大7%）			加点割合	評価点 (平均)
21	区内事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区内に本店があり、業務区域が区内である場合 5% ・ 区内に本店があり、業務区域が区外である場合 4% ・ 区内に支店があり、業務区域が区内である場合 3% ・ 区内に支店があり、業務区域が区外である場合 2% 	3%	2.34
22	ワーク・ライフ・バランス	・ワーク・ライフ・バランス推進企業への割合加点 2%	0%	0

第一次選考審査合計評価点	80.34
---------------------	--------------

※各評価項目に対する選定委員評価の平均点を選定審査会の評価点とした。

※選定審査会の合計評価点において6割以上得た場合、選定できるものとした。

足立区福祉施設指定管理者等選定審査会・選考審査結果（第二次選考）
【東伊興一丁目障がい者施設】

別紙 2

評価項目	評価視点	配点	評価点 (平均)
1 法人の財務状況、資金計画（10点）			
1	法人の財務状況 【財務診断の結果による目安】 ・ A評価 5点 ・ B評価 4点 ・ C評価 3点	5	5.00
2	資金計画の妥当性 ・ 資金計画内容の過不足 ・ 資金計画の積算根拠の明確さと実現可能性 ・ 自己資金、借入金の設定の妥当性	5	4.67
小計(A)		10	9.67
2 法人の理念、施設整備・運営方針（30点）			
3	経営理念・ビジョン・熱意 ・ 法人の経営理念・ビジョン ・ 施設運営に対する熱意と意欲・識見	5	4.17
4	整備計画の企画力 ・ 提案内容の創意工夫 ・ 利用者支援に対する機能性 ・ 近隣への配慮	5	3.67
5	施設設計 ・ 快適さ・過ごしやすさ・環境に対する配慮（採光、通風、空間、景観等） ・ 利用者の安全に配慮した設計 ・ 重度知的障がい者の通所先施設であることを想定した設計 ・ 費用を削減する設計（不要な設備、過度な装飾、過剰なスペースの排除努力等） ・ 費用対効果	10	7.67
6	施設運営方針 ・ 経営理念・ビジョンと合致した事業運営方針、利用者支援計画 ・ 年間を通した多種多様なイベントの計画及び実施	10	6.67
小計(B)		30	22.17
3 施設の管理運営体制（40点）			
7	個人情報の取扱い ・ 個人情報保護に関する規程類の整備 ・ 個人情報保護に関する研修の実施計画及び実施状況	5	3.83
8	防犯防災 ・ 防犯・防災対応マニュアル、規程類の整備状況 ・ 地震、火災等様々な災害を想定した訓練状況 ・ 様々なリスクに対応できる体制・対策の構築	5	3.67
9	虐待防止苦情対応事故対応 ・ 虐待防止対策に関するマニュアル・規程類の整備状況、組織的に取り組む計画や体制の構築 ・ 苦情・トラブルに対して、組織的に取り組む計画や体制の構築 ・ 事故対応・再発防止策が講じられているか	5	3.83
10	施設衛生管理維持管理 ・ 衛生管理に関するマニュアル、規程類の整備状況 ・ 感染症予防などの衛生管理に関する取り組み状況と方針 ・ 緊急時における対応などのリスク管理	5	3.67

評価項目		評価視点	配点	評価点 (平均)
11	利用者支援	<ul style="list-style-type: none"> 利用者支援に関する具体的な計画 利用者の健康管理・健康増進に関する具体的な計画及び実施 食事提供体制に関する具体的な計画及び実施 	10	6.67
12	職員体制	<ul style="list-style-type: none"> 法定の配置基準 重度対応を可能とする経験豊富な職員の配置 勤続年数に応じたバランスの良い職員の配置 常勤職員・非常勤職員の比率 	10	7.67
小計(C)			40	29.33
4 地域との関係づくり (20点)				
13	地域住民との連携 ・地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> 地域との連携、交流、貢献に関する計画 整備施設における地域交流スペース・第二次避難所の設置計画 整備施設東側空地の地域への開放計画 	10	7.67
14	地域関係機関との連携方針	<ul style="list-style-type: none"> 地域の病院、学校等との連携 地域の他法人が運営する同種事業所・他業種事業所との連携 	10	6.33
小計(D)			20	14.00
合計=小計(A)～(D)			100	75.17

5 加点 (最大5%)			加点割合	評価点 (平均)
15	併設施設についての提案	<ul style="list-style-type: none"> 併設施設が区の計画と合致しており、主目的事業との相乗効果も見込まれる場合 5% 併設施設が区の計画と合致している、または主目的事業との相乗効果が見込まれる場合 3% 併設施設が区の計画と合致しておらず、主目的事業との相乗効果も見込まれない場合 0% 	-	3.08
6 減点 (最大5%)			減点割合	評価点 (平均)
16	過去の事件・事故	<ul style="list-style-type: none"> 事故等が悪質 / 社会的影響が大 / 同様の事故等が複数回発生のいずれかの場合 Δ 5% 事業者の帰責性が大きく、再発防止策または改善状況が不十分な場合 Δ 4% 事業者の帰責性は少ないが、再発防止策または改善状況が不十分な場合 Δ 3% 事業者の帰責性は大きい、再発防止策が適切で、改善が進んでいる場合 Δ 2% 事業者の帰責性が少なく、再発防止策が適切で、改善が進んでいる場合 Δ 1% 事業者の帰責性が無い場合 0% 	-	0.00

第二次選考審査合計評価点	78.25
---------------------	--------------

※各評価項目に対する選定委員評価の平均点を選定審査会の評価点とした。

※選定審査会の合計評価点において6割以上得た場合、選定できるものとした。

※端数処理のため、評価点の小計、合計が合わないことがある。

厚生委員会報告資料

令和3年4月19日

件名	足立区における地域生活支援拠点等の整備について												
所管部課名	福祉部障がい福祉推進室障がい福祉課・障がい福祉センター 衛生部足立保健所中央本町地域・保健総合支援課												
内容	<p>国の障害福祉計画策定基本指針において、地域生活支援拠点等を令和2年度末までに各自治体が整備することが目標として示された。足立区における地域生活支援拠点等の整備について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 地域生活支援拠点等とは</p> <p>障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するものである。</p> <p>(1) 地域生活支援拠点等には、次の5つの機能を備えることとされている。</p> <table border="1" data-bbox="400 960 1465 1570"> <thead> <tr> <th>拠点等に必要な機能</th> <th>役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 相談</td> <td>緊急時の支援が見込めない世帯等に、必要なサービスの調整や相談を行う</td> </tr> <tr> <td>(2) 緊急時の受け入れ・対応</td> <td>介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等</td> </tr> <tr> <td>(3) 体験の機会・場</td> <td>共同生活援助等の障がい福祉サービス利用や一人暮らしの体験の機会を提供</td> </tr> <tr> <td>(4) 専門的人材の確保・養成</td> <td>多様な障がいに対して専門的な対応を行うことができる人材の養成</td> </tr> <tr> <td>(5) 地域の体制づくり</td> <td>多用なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や社会資源の連携体制の構築</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 拠点の機能と機能を担う事業所（別紙3参照）</p> <p>2 区の検討経過</p> <p>令和元年度に実施した「障がい者（児）実態調査」の中で、地域生活支援拠点等に関するニーズの把握を行うとともに、地域自立支援協議会において区内の支援状況や求められる機能について検討してきた。</p> <p>その結果、区内には既に上記5つの機能を有している区及び民間事業所等があるため、「各事業所が役割を分担し、連携した支援体制を構築すること（＝面的整備型）により、地域生活支援拠点等の整備を目指す」との結論に至った。</p>	拠点等に必要な機能	役割	(1) 相談	緊急時の支援が見込めない世帯等に、必要なサービスの調整や相談を行う	(2) 緊急時の受け入れ・対応	介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等	(3) 体験の機会・場	共同生活援助等の障がい福祉サービス利用や一人暮らしの体験の機会を提供	(4) 専門的人材の確保・養成	多様な障がいに対して専門的な対応を行うことができる人材の養成	(5) 地域の体制づくり	多用なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や社会資源の連携体制の構築
拠点等に必要な機能	役割												
(1) 相談	緊急時の支援が見込めない世帯等に、必要なサービスの調整や相談を行う												
(2) 緊急時の受け入れ・対応	介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等												
(3) 体験の機会・場	共同生活援助等の障がい福祉サービス利用や一人暮らしの体験の機会を提供												
(4) 専門的人材の確保・養成	多様な障がいに対して専門的な対応を行うことができる人材の養成												
(5) 地域の体制づくり	多用なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や社会資源の連携体制の構築												

3 対象となる障がい者（身体・知的・精神）

在宅で生活し、障害福祉サービスを利用している重度障がい者（障害支援区分が4以上）のうち、保護者の高齢化が想定される50歳以上の障がい者数は362人であるが、緊急時に支援が必要となる世帯数は想定できない。

障害支援区分	在宅で障害福祉サービスを利用している障がい者	うち50歳以上
区分6	458人	120人
区分5	339人	95人
区分4	437人	147人
区分3	557人	259人
区分2	550人	263人
区分1	61人	40人
なし	1,068人	490人
計	3,470人	1,414人

} 362人

4 機能充実にに向けた検証・検討について

国は、第6期障害福祉計画の中で、地域生活支援拠点等の機能充実のため、令和5年度末までは年1回以上、運用状況の検証及び検討を行うよう求めている。足立区においては、以下のとおり検証・検討を行う。

- (1) 5つの機能を担う拠点担当者会議を開催（年4回程度）、支援状況を共有し課題を把握する。
- (2) 地域自立支援協議会において、拠点担当者会議で明らかになった状況・課題を検証し、拠点等機能の拡充に向けた検討を行う。
- (3) 地域自立支援協議会での検討を踏まえ、障がい福祉課で政策立案・制度化及び社会資源の整備促進（共同生活援助・短期入所・日中活動等）の検討を行う。

5 今後のスケジュール（予定）

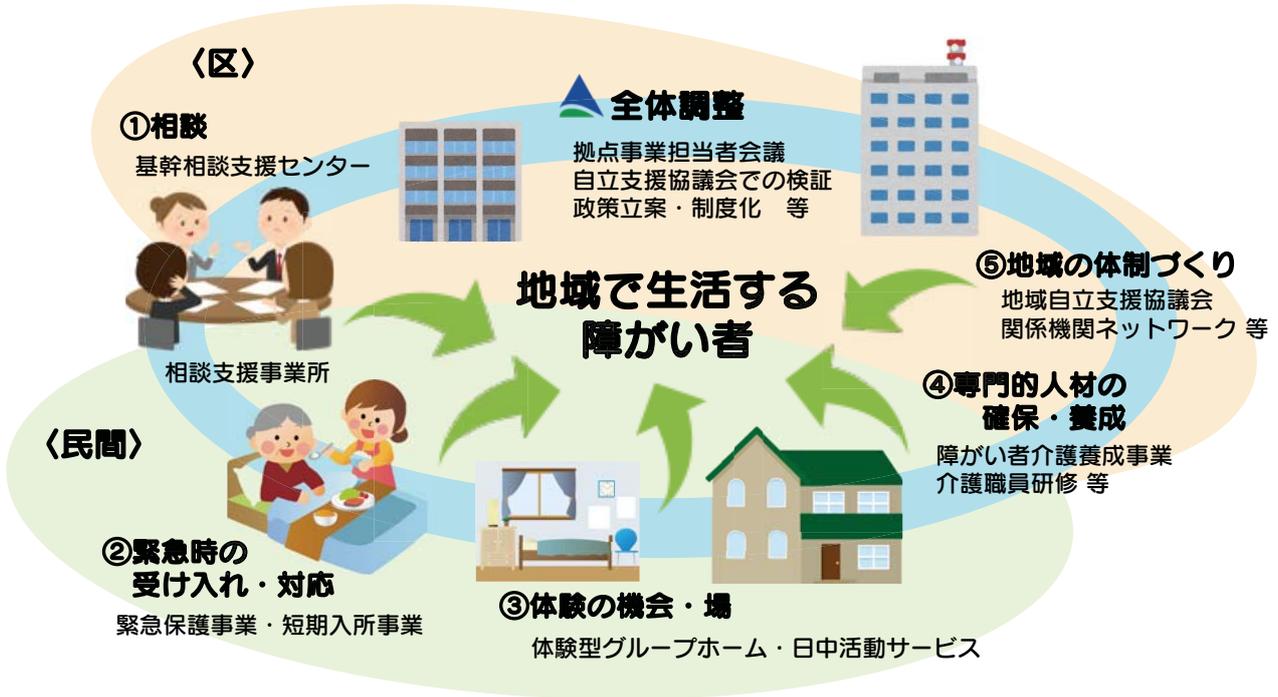
- 令和3年4月 地域生活支援拠点等の運用開始
 5月 拠点担当者会議の開催
 6月 地域自立支援協議会の開催

問題点
今後の方針

今後、区が地域生活支援拠点等の全体調整を担い、障がい者が地域で安心して生活できる支援体制の一層の充実に努める。

障がい者が地域で安心して生活するために

足立区地域生活支援拠点等の整備について



拠点の機能	機能を担う事業所	
① 相談	基幹相談支援センター	障がい福祉センター自立生活支援係
	相談支援事業所	あだちの里相談支援センター（知的） あいのわ相談支援センター（身体）
② 緊急時の受け入れ・対応	緊急保護事業【区委託事業】	あだちの里（知的） あいのわ福祉会（身体）
	短期入所	希望の苑（知的） あかしあの杜・ショートステイ谷中（身体）
③ 体験の機会・場	体験型GH【区委託事業】	大谷田グループホーム（知的）
	日中活動サービス	区内指定障害福祉サービス事業所
④ 専門的人材の確保・養成	障がい者介護養成事業	障がい福祉センター生活体験係
	介護職員研修【区委託事業】	社会福祉協議会
⑤ 地域の体制づくり	地域自立支援協議会	事務局：障がい福祉センター
	関係機関ネットワーク会議	事務局：障がい福祉センター等
全体調整	障がい福祉課・障がい福祉センター	

厚生委員会報告資料

令和3年4月19日

件名	障がい福祉センター業務改善及び業務報告会の実施報告について										
所管部課名	福祉部障がい福祉推進室障がい福祉センター										
内容	<p>平成31年3月29日に答申された「足立区障がい福祉センターあり方検討委員会報告書」に基づき、令和元年度より外部指導等の取り組みを行ってきたが、令和2年度の業務改善の取り組みと業務報告会を実施したので、以下の通り報告する。</p> <p>1 令和2年度の業務改善の取り組み</p> <p>(1) 権利擁護、虐待防止等の研修 ア 東京都虐待防止・権利擁護研修の受講や定期的な虐待防止マニュアルに基づく職員セルフチェック（3回/年）を実施した。</p> <p>(2) 外部指導による支援の質向上 別紙4</p> <p>(3) 外部機関による福祉サービス第三者評価の実施 ア 就労促進訓練係 外部指導や専門職の協働により、質の高い支援を展開している。 イ 幼児療育係 子どもの障がい特性に応じた丁寧な支援や保護者への寄り添いができている。</p> <p>(4) 資質向上委員会「^{わか}輪皆」の取り組み 別紙5</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各係から2名ずつ委員を選出し計11人、毎月第3月曜日に開催 ・職員からの業務改善の提案や各係横断的に意見交換し、風通しの良い職場づくりを行った。 <p>2 業務報告会</p> <p>(1) 趣旨・目的 一年間の取り組みを外部委員に報告し、取り組みの評価やご意見をいただき、次年度の業務に活かしていく。</p> <p>(2) 開催日時 令和3年3月5日（金）14時30分から</p> <p>(3) 外部委員（敬称略）</p> <table border="1" data-bbox="472 1812 1497 2089"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>所属</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小澤 温</td> <td>筑波大学大学院 人間総合科学研究科・生涯発達専攻 教授</td> </tr> <tr> <td>酒井 紀幸</td> <td>社会福祉法人あいのお福祉会 足立あかしあ園 総合施設長</td> </tr> <tr> <td>江黒 由美子</td> <td>足立区手をつなぐ親の会 会長</td> </tr> <tr> <td>蔵津 あけみ</td> <td>足立区肢体不自由児者父母の会 会長</td> </tr> </tbody> </table>	氏名	所属	小澤 温	筑波大学大学院 人間総合科学研究科・生涯発達専攻 教授	酒井 紀幸	社会福祉法人あいのお福祉会 足立あかしあ園 総合施設長	江黒 由美子	足立区手をつなぐ親の会 会長	蔵津 あけみ	足立区肢体不自由児者父母の会 会長
氏名	所属										
小澤 温	筑波大学大学院 人間総合科学研究科・生涯発達専攻 教授										
酒井 紀幸	社会福祉法人あいのお福祉会 足立あかしあ園 総合施設長										
江黒 由美子	足立区手をつなぐ親の会 会長										
蔵津 あけみ	足立区肢体不自由児者父母の会 会長										

(4) 報告内容

上記1の取り組み内容を報告

(5) 主な意見

項目	内容
虐待防止について	<ul style="list-style-type: none">・日ごろから常に支援や行動、発言に気を付け、虐待防止に対する思いを持ち続けることが大切である。
外部指導について	<ul style="list-style-type: none">・これまでの外部指導等の取り組みの報告を受け、安心した。・担当職員が変わると利用者は不安定になることもある。一人一人にあった声かけや接し方をし、て戴けるよう支援してほしい。・外部指導を受けることで、外からの目も入り、効果が出ている。・外部指導の先生は各分野で著名な方々であり、係内にとどまらず、係横連携で有効に活用してほしい。
資質向上委員会について	<ul style="list-style-type: none">・資質向上委員会では、職員が意見交換を重ね、様々な角度から取り組みを実施できている。今後も継続、発展させていくことを期待する。・職員から出たアイデアが支援に反映されることで、業務へのモチベーションにつなげてほしい。
その他全体に関する事	<ul style="list-style-type: none">・あり方検討委員会で意見交換したことが様々な形で活かされている。

問題点
今後の方針

毎年度末に業務報告会で外部から意見をいただくなどPDC Aサイクルを取り入れ、引き続き虐待の再発防止と業務の質の向上に取り組んでいく。

各係での外部指導の実施状況

係名	生活体験係
業務内容	《生活介護サービスの日中活動支援》 定員20名 <ul style="list-style-type: none"> ・知的障がいのある方 ・身体的障がいと重複している方 ・医療的ケアの必要な重症心身障害のある方 ・自閉症の特性に合わせた支援が必要な方
P 目的・ねらい	<p>(1) 利用者一人ひとりの行動の背景を理解し、障がい特性に基づいた支援方法を学ぶ。</p> <p>(2) 利用者が安心して過ごせるよう、特性に配慮した環境設定を学ぶ。</p>
D 取り組み内容	<p>(1) 講義 2回</p> <p>(2) 事例検討 6回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問題行動を分析し、その行動が表出した「背景」「原因」を考察 ・言葉による意思疎通が難しい方や目の動き、首振り、体の震えなどで表した意思の捉え方 <p>(3) 全体総括 1回</p>
C 気づき・学び	<p>(1) 利用者一人ひとりの特性に適した支援や環境の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問題行動の背景にある事由の分析に着目した支援ができた。 ・家庭や学校、医療機関等の情報に基づく予防的支援を実施できた。 <p>(2) ニーズに沿った計画と「支援の見える化」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分で選択し、自立を促すような支援を工夫した。 ・集団の活動に合わせるのではなく、一人一人にあった支援計画策定 ・職員の異動や民間事業所への移行を見越し、障がい特性や配慮事項を記録に残す必要性を学んだ。
A 結果・改善	<p>(1) 係内での事例検討を継続して実施し、必要に応じて外部指導にて助言をもらう。</p> <p>(2) 誰が読んでも分かり漏れのない記録となるよう、記録様式を見直して、統一を図った。</p>
外部指導員	中村 公昭 氏 静岡県東部発達障害者支援センター アスタ 副センター長
講師総括	公務員が直営していくことは難しい面もあると思われるが、だからこそ、どのような人が来ても対応できる仕組み（支援の見える化）や、業務の枠組みを作る必要がある。

係名	社会リハビリテーション係
業務内容	《脳疾患等による中途障がい者へのリハビリテーション支援》 定員33名 ・半身まひ等の身体障がいがある方 ・高次脳機能障がいのある方 ・主に途中で視覚や聴覚に障がいがある方
P 目的・ねらい	多職種による効果的なチームアプローチを促進する。
D 取り組み内容	【事例検討3回、全体総括1回】 ※コロナのため2回中止 (1) 利用者を中心に、各専門職がお互いの進捗や方針を共有し、目標設定の統一を図った。 (2) 利用者の障がい受容やニーズ等の状況に応じ、PDCAサイクルを意識した支援方針の検討を行った。
C 気づき・学び	(1) チームアプローチの強化 ・数多く事例検討を実施し、改めて他の職種の意見や視点を確認できた。 ・チームとして利用者へアプローチすることができた。 (2) 「就労」を最終目標とした支援 ・今年度は年齢の若い利用者が多く、就職や復職を最終目標として各専門的視点から必要な支援を検討できた。 ・就労促進訓練係と連携し、早期から障がい者雇用の視点で助言を受けることで、円滑かつ計画的に復職に向けたリハビリ支援ができた。
A 結果・改善	(1) 係内での事例検討を定例化し、チームアプローチによる支援力の向上を図った。 (2) 多職種間で情報を共有するために、記録様式の統一を図った。
外部指導員	高木 憲司 氏 和洋女子大学 生活科学系 家政福祉学研究室 准教授
講師総括	多職種が連携することで、より深いアセスメントができるようになった。あらゆる角度から専門的視点で利用者の最善の利益を目指し、それらを統合していくチーム支援を、これからも継続して目指してほしい。

係名	就労促進訓練係
支援内容	《身体、知的、精神障がいへの就労支援》 <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労移行支援事業（障害者総合支援法に基づく支援） ・ 就労定着支援事業（障害者総合支援法に基づく支援） ・ 上記以外の就労支援（東京都区市町村障がい者就労支援事業）
P 目的・ねらい	幅広く障がい者就労へ対応する中、面接や企業訪問等で職員一人ひとりの支援力が求められている。係内の職員育成機能を高め、支援の質向上を図る。
D 気づき・学び	【個別スーパービジョン4回、グループスーパービジョン1回、総括1回】 (1) 個別スーパービジョン※ 係長や主任などリーダー層が外部指導員から、係員への助言・指導技術について学ぶ。 (2) グループスーパービジョン※ 事例検討を通じて支援内容を振り返り、参加した職員からの助言などを参考に、より良い支援を検討する。 ※ スーパービジョンとは、「指導員による支援員への教育」をいう。
C 支援の向上	(1) 個別スーパービジョンによる助言、指導力の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 係員が自ら問題点に気づき、考えさせることを目標としており、リーダー層の教育的機能を向上することができた。 (2) グループスーパービジョンによる事例検討技法の習得 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、事例提供者の支援を否定しないことが前提条件であり、事例提供者が前向きな姿勢で取り組むことができた。 ・ 助言する参加者も、出された事例に自らの経験を重ね合わせてアイデアを練るため、過去の経験を整理し、活用できる知識に昇華させる機会となった。
A 結果・改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別スーパービジョンを継続し、さらなる指導力の向上を図る。 ・ 民間事業所へ事例検討の技法を普及し、区全体の支援の質向上を図る。
外部指導員	倉地 延晃 氏 九州産業大学 人間科学部 臨床心理学科 教授
講師助言	リーダー的な職員は徐々に指導員としての力量が身に付きつつあるが、まだ不十分である。さらに継続して経験を積み、成長して欲しい。 係全員が事例検討の技法を身につけ、職員間でも検討を行うことができ、個別スーパービジョンを補完できている。

資質向上委員会『輪^わ皆』の取り組み

- 1 目的** 職員から業務改善の提案ができる職場風土の醸成
係横断的に意見交換を行い、相互理解の促進及び風通しの良い職場づくり
- 2 実施状況** 各係から2名が参加し、計11名で構成
毎月第3月曜日 16時から17時、令和2年度は計10回実施

3 主な取り組み内容

(1) 研修報告会

- ア 目的 専門研修を受講した職員が所内で報告し、知識の共有を図る。
プレゼンテーションや説明力の向上を図る。

イ 開催内容

実施日	テーマ	参加者数
9月25日	①「動機づけ面接」②「児童虐待への対応」 ③「子どもの発達障がい」-発達障がいの特性と具体的な関わり方 ④「子どもの発達障がい」-家族支援を考える	17名
11月27日	① てんかん基礎講座 ②「災害時の福祉専門職の連携による要配慮者支援を考える」	23名
2月26日	障害者地域支援研修	16名

(2) 職員座談会

- ア 目的 各係の横の連携を図り、所内で一体的に取り組める組織とする。
職員の親睦を深め働きやすい職場とする。
- イ 実施内容 全職員が参加するために4日間、8つのグループに分けて実施
係長級1名がファシリテーターとして参加
主に各係の業務内容や各専門職の業務について共有した。
- ウ 効果 業務内容の理解や職員間での良いコミュニケーションの場となった。

(3) あしすと信条の作成

- ア 目的 あしすとの職員として大切にしたい想いを信条として明文化した。
職員全員からの投票により信条を決定した。
- イ 内容 大テーマ「利用者の思いや希望を大切にし、共に作り上げる支援を目指します」
小テーマ「来て良かったと思われるあしすとにします」
「工夫と改善に取り組みます」
「感謝と尊敬をもって接します」
- ウ 周知方法 カードを作成し、名札の裏や机上に明示し、日ごろから確認できるようにする。

厚生委員会報告資料

令和3年4月19日

件名	高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画に係る高齢者等実態調査および計画作成支援の委託契約の履行遅延について
所管部課	福祉部高齢者施策推進室高齢福祉課、地域包括ケア推進課、介護保険課
内容	<p>標記の委託契約において作業が遅れており、成果物の印刷・製本および納品が年度内に間に合わない状況であることが判明したので報告する。</p> <p>1 委託業者の名称および所在地 デロイトトーマツコンサルティング合同会社（以下「DTC」とする。） 千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング</p> <p>2 契約金額 31,900,000円</p> <p>3 年度内に納品困難な成果物 (1) 高齢者実態調査報告書（本編） (2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（本報告） (3) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（概要版）</p> <p>4 経緯 (1) 高齢者実態調査報告書（本編） ア 令和2年4月27日の打ち合わせで、当区からDTCに対し、当初スケジュールどおりの7月上旬、遅くとも9月末までのファイルの提出を要望した。 イ 7月以降10月まで、当区からDTCに対し、度重なりファイルの提出を求めた。DTCからは10月16日に未完成のファイルが提出されたものの修正箇所が多く、11月20日の再提出分でも修正が完全に反映されていなかった。 ウ 12月3日に当区からDTCに対し、調査種別ごと（9種類）に修正箇所に付箋を付けて返却し、早急に修正するよう指示した。 エ 12月以降3月まで、度重なりファイルの提出を求め、随時作成し送付するとの回答を得るも履行されなかった。 (2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（本報告） ア 12月23日にファイルが提出されたものの修正箇所が多かった。令和3年1月27日の再提出分でも修正が完全に反映されていなかった。</p>

	<p>イ 2月においては細かな修正を随時行うもDTCから送付されるファイルに不備が見つかるなど確認に時間を要した。</p> <p>ウ 3月11日に高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画のファイルを統合し、高齢者実態調査報告書（本編）の完成を持って原稿を確定させることとしていた。</p> <p>(3) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（概要版） 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（本報告）の完成の目途が立ってから作成するとしていた。</p> <p>5 作業遅延の原因</p> <p>(1) 昨年の緊急事態宣言を受けて在宅勤務により作業したが、委託業者の社内セキュリティルール上紙面に印刷することができず、修正の漏れやミスが繰り返され、当区の修正指示への対応に時間を要した。</p> <p>(2) 業務責任者が担当者の作業をリモートで確認していたが、作業の遅れを認識しつつも、担当者が納期に間に合うように修正対応できない状況であることを正確には把握できていなかった。</p> <p>6 履行遅延の違約金</p> <p>業務委託契約約款第8条第1項に基づき、DTCに対して違約金の支払いを求める。</p>
<p>問題点・ 今後の方針</p>	<p>最終稿が確定しだい、4月下旬に納品予定である。</p>

厚生委員会報告資料

令和3年4月19日

件名	令和2年度高齢者施設・障がい者（児）施設等に対する支援実績について（新型コロナウイルス感染症対策）																												
所管部課	高齢者施策推進室高齢福祉課、地域包括ケア推進課、介護保険課 障がい福祉推進室障がい福祉課																												
内容	<p>新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年度に実施した高齢者施設・障がい者（児）施設等に対する支援実績について報告する。</p> <p>令和3年度は、6新型コロナウイルス感染症対策事業者特別給付金の支給事業を除き、継続実施する。</p> <p>※ 実績は3月末時点、執行率等は予算現額ベース</p> <p>1 高齢者施設・障がい者（児）施設等におけるPCR検査等の費用補助</p> <p>介護・障害福祉サービス・障害児通所支援事業所に従事する職員及び新規利用者等を対象に、PCR検査等に係る経費を1人上限2万円まで補助した。</p> <p>(1) 高齢者施設等交付決定実績</p> <table border="1" data-bbox="486 1137 1388 1227"> <thead> <tr> <th>事業者数</th> <th>人数</th> <th>交付決定額</th> <th>交付決定率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>155件</td> <td>3,005人</td> <td>52,256千円</td> <td>13.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 交付決定率=52,256千円(交付決定額)/386,800千円(予算額)</p> <p>(2) 障がい者（児）施設交付決定実績</p> <table border="1" data-bbox="486 1406 1388 1496"> <thead> <tr> <th>事業者数</th> <th>人数</th> <th>交付決定額</th> <th>交付決定率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25件</td> <td>289人</td> <td>4,197千円</td> <td>6.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 交付決定率=4,197千円(交付決定額)/66,520千円(予算額)</p> <p>(3) PCR検査等費用補助に関するアンケート調査(令和3年3月実施)</p> <p>申請件数が伸びない理由及び令和3年度の継続実施に向けて、補助事業の見直しの材料とするため、アンケート調査を実施した。</p> <p>368事業者から回答があり、未申請283事業者の主な理由は次のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="486 1843 1407 2022"> <thead> <tr> <th>NO.</th> <th>未申請の主な理由</th> <th>事業者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>法人や事業所の方針で実施しない</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>申請手続きが面倒である</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1人あたりの補助回数が1回のみである</td> <td>42</td> </tr> </tbody> </table>	事業者数	人数	交付決定額	交付決定率	155件	3,005人	52,256千円	13.5%	事業者数	人数	交付決定額	交付決定率	25件	289人	4,197千円	6.3%	NO.	未申請の主な理由	事業者数	1	法人や事業所の方針で実施しない	44	2	申請手続きが面倒である	43	3	1人あたりの補助回数が1回のみである	42
事業者数	人数	交付決定額	交付決定率																										
155件	3,005人	52,256千円	13.5%																										
事業者数	人数	交付決定額	交付決定率																										
25件	289人	4,197千円	6.3%																										
NO.	未申請の主な理由	事業者数																											
1	法人や事業所の方針で実施しない	44																											
2	申請手続きが面倒である	43																											
3	1人あたりの補助回数が1回のみである	42																											

また、本事業を利用せずにPCR検査等を受けた172事業者中76事業者(44.2%)は、保険適用の行政検査を受けることができたため、補助事業の活用は不要であった。

(4) 今後の取り組み

積極的にPCR検査を実施して頂くため、区HPをはじめ、勧奨通知の送付やEメール等により事業の周知徹底を図る。

また、引き続き申請手続きの簡素化を進める。

令和3年度当初は、補助対象を上半期で1人2回までとしていたが、1人6回までに拡大する。

2 在宅要介護者(高齢者・障がい者)受入体制整備事業

介護の必要な在宅高齢者や在宅障がい者等について、介護者が新型コロナウイルスに感染し、介護できなくなった場合に、緊急的に医療機関において保護を行った。

(1) 高齢者分支給実績

受け入れ件数	執行額	執行率
6件	4,580千円	45.8%

※ 執行率=4,580千円(執行額)/10,000千円(予算額)

(2) 障がい者分支給実績

受け入れ件数	執行額	執行率
3件	4,800千円	49.0%

※ 執行率=4,800千円(執行額)/9,800千円(予算額)

3 介護サービス事業者職員派遣事業

職員や介護サービス利用者が、新型コロナウイルスに感染し通常運営が困難な状況に陥った場合に、応援職員を派遣した介護事業者に対して、派遣助成金及び宿泊助成金を支給する。

令和3年3月時点で、特別養護老人ホームのうち22施設が賛同している。派遣助成金及び宿泊助成金の実績はなし。

今後は、介護老人保健施設や訪問系の事業所等へ対象を拡大する。

4 新型コロナウイルス感染症に係る介護保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が、前年に比べ3割以上の減少など、一定の要件に該当した場合に、介護保険料の減免の対象となる。

減免件数	減免金額
983件	80,889千円

5 介護事業者向け簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業

介護施設等において、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧装置の設置が有効であることから、居室に簡易陰圧装置を据える費用について補助を行った。

事業者数	簡易陰圧装置	交付決定額	交付決定率
9件	55台	76,838千円	95.5%

※ 交付決定率=76,838千円(交付決定額)/80,498千円(予算額)

6 新型コロナウイルス感染症対策事業者特別給付金の支給事業

介護・障がい福祉サービス等事業者が、感染拡大防止に努めながら事業を継続できるよう、事業者の環境整備及び衛生物品購入等にかかる費用の一部を、特別給付金として支給した。

※ 支給金額は、事業者の常勤職員数に応じて10万円から30万円

(1) 介護サービス事業者分支給実績

事業者数	支給金額	執行率
815件	104,450千円	97.2%

※ 執行率=104,450千円(支給金額)/107,500千円(予算額)

(2) 障がい福祉サービス等事業者分支給実績

事業者数	支給金額	執行率
119件	28,500千円	100.0%

※ 執行率=28,500千円(支給金額)/28,500千円(予算額)

7 新型コロナウイルス感染者へ対応する従事者の危険手当支給事業

従事者が陽性の利用者に対して、直接サービスを提供した場合に、事業者を通じて危険手当および宿泊手当の支給を行った。

(1) 介護サービス事業者分支給実績

危険手当	宿泊手当	支給金額	執行率
812件	137件	5,430千円	28.5%

※ 執行率=5,430千円(支給金額)/19,080千円(予算額)

(2) 障がい福祉サービス等事業者分支給実績

危険手当	宿泊手当	支給金額	執行率
0件	6件	60千円	0.5%

※ 執行率=60千円(支給金額)/13,080千円(予算額)

8 介護・障がいサービス等事業者への衛生物品の継続的配布

毎月、介護・障がい福祉サービス等事業者に対して、マスクや手袋等、需要の高い衛生物品を継続的に配布した。

配布物	介護サービス事業者分		障がいサービス等事業者分	
	配布回数	延べ数量	配布回数	延べ数量
マスク	5	132万枚	5	71万枚
エプロン	4	31万枚		
手袋	4	89万枚	2	26万枚
防護服	1	1万枚	1	1,500枚
ゴーグル	2	1万个		
フェイスシールド	1	5,000枚	1	1,500枚

9 介護・障がいサービス等事業者との意見交換会

随時、介護・障がい福祉サービス等事業者との意見交換会を実施し、事業者からの要望をお聞きするとともに、支援策の検討を行った。

日時	参加事業者	主な内容
令和2年 5月21日	足立区介護サービス事業者連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生物品について ・コロナ禍におけるサービス提供ガイドラインについて ・介護人材の確保について
5月22日	障がい福祉サービス等事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生物品について ・陽性者発生時の対応について
5月27日	足立区社会福祉法人連絡会	<ul style="list-style-type: none"> ・家族介護者等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の在宅高齢者の対応について ・事業者や従事者向けの支援について
11月25日	足立区特別養護老人ホーム施設長	<ul style="list-style-type: none"> ・PCR検査について ・職員派遣協定について ・オンライン面会、介護ロボット等について ・介護人材の確保について
12月 1日	足立区介護サービス事業者連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・PCR検査について ・職員派遣協定について ・衛生物品について ・介護人材の確保について

問題点・
今後の方針

令和3年度も新型コロナウイルス感染症の終息の見込みが立たないため、介護事業者や障がい福祉サービス等事業者へ必要な支援を実施する。

厚生委員会報告資料

令和3年4月19日

件名	令和2年度介護予防事業等の実施状況について
所管部課名	福祉部高齢者施策推進室地域包括ケア推進課
内容	<p>令和2年度に実施した介護予防事業の取り組みを報告する。</p> <p>1 当初の計画 介護予防事業の充実と地域包括支援センターの業務軽減を目的に、以下に重点を置き教室内容を再構築し、専門の事業者に委託して実施した。 (1) 「運動」「栄養・口腔ケア」「社会参加」の視点の明確化 (2) 自身の健康状態の見える化 (3) 介護予防の自主化と継続化</p> <p>2 実施内容 【令和2年4～7月、3年1～3月は緊急事態宣言により中止】 8月から事業開始。コロナ禍での取り組みとして「ひとりでも、自宅でも取り組める内容」へコンセプトを変更し、1回の定員の縮小や時間の短縮など、感染症対策を講じて実施した。 ※実施状況は、別紙6のとおり</p> <p>3 課題と今後の取り組み (1) コロナ禍での介護予防 チェックリストなどのデータをもとに、コロナ禍での取り組みのポイントの周知が必要 ⇒コロナ禍での注意ポイントと対応策をまとめたリーフレットを作成、包括職員の訪問時にアドバイスを実施</p> <p>(2) 当初計画の実施時期 当初予定していた、サポーター養成、グループ育成を軸とした介護予防事業の実施へと戻す時期の判断が必要 ⇒ワクチン接種や感染状況を見ながら、地域包括ケア推進会議の学識経験者など委員の意見をもとに判断</p> <p>(3) 会場の確保 コロナ禍での会場貸出中止など事業実施会場の確保が困難 ⇒民間事業者と協働で介護予防事業を実施、会場の提供を受け実施</p> <p>(4) 屋外での取り組みの活性化 公園など屋外でひとりでも取り組める介護予防を推進 ⇒公園の健康遊具の使用方法など、地域の公園活用に向けたPRを展開</p>

	<p>4 介護予防と保健事業の一体的実施（区民部、衛生部と実施）</p> <p>令和2年度から、国が進める本事業を実施。まずは、介護予防事業を実施する福祉部、保健事業を実施する区民部（国民健康保険課、高齢医療・年金課）と衛生部との庁内連携体制を構築して事業を実施した。</p> <p>【令和2年度実施概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハイリスクアプローチは、地域包括ケア推進課の管理栄養士が中心となり、低体重化傾向にある高齢者に個別支援を実施 ・ポピュレーションアプローチ（多くの人に働きかける支援）は、「はじめてのフレイル予防教室」での支援予定だったが、緊急事態宣言に伴い、電話による健康確認と自宅での取り組み勧奨を実施
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>今後も新型コロナウイルス感染症下での高齢者の状態を注視して、事業内容を適宜見直しながら、その時勢に適した高齢者の健康維持・増進事業を進めていく。</p>

令和2年度介護予防事業実施状況(確定版)

別紙6

名称	令和2年度当初予定		計画変更後			実施結果		参加率 (計画変更後)	備考		
	実施回数	年間定員数	実施回数	年間定員数	実施回数	年間参加数					
はじめてのフレイル予防教室 (内容変更)	全12回1クール 50クール	768人	4 ～ 7 月 お よ び 1 ～ 3 月 中 止	全12回1クール 67クール	4 ～ 7 月 (一 部 6 月) お よ び 1 ～ 3 月 中 止	753人	全12回1クール 【前期】36クール 【後期】31クール ※後期は全12回中 0～2回の実施	566人	75%	開催時間を短縮、入れ替え制 で2回に分け実施 後期は1/8以降の教室を中止 しているため、参加者に対 し、電話にて生活状況・身体 状況の聞き取り調査を2回実 施	
高齢者体力測定会 (新規)	60回	1,200人		33回		660人	30回	255人	39%	測定・アドバイスを理学療法 士が実施予定だったが、医療 業務を優先し委託事業者専門 職に変更	
元気アップサポーター 養成研修 (新規)	8回1クール 15クール	225人		みんなで 元気アップ 教室に振替		—	—	—	—	—	コロナ禍で自主グループ化が難 しく、高齢者の基礎体力回復を 優先し、みんなで元気アップ教 室に振替
みんなで元気アップ教室 (内容変更)	全10回1クール 50クール	750人		全8回1クール 109クール		1,024人	全8回1クール 【前期】54クール 【後期】41クール ※後期は全8回中 0～2回の実施	675人	66%	コロナ禍においては自主グルー プ化が難しいため、自宅でひとり で取り組める内容へ変更 後期は1/8以降の教室を中止し ているため、参加者に対し、電話 にて生活状況・身体状況の聞き 取り調査を週1回実施	
はつらつ教室 室内型	363回	8,002人		192回		3,859人	177回	2,329人	60%	「運動」に加えて、「口腔・ 栄養」の要素を取り入れ、新 規参加者を優先	
はつらつ教室 プール型	8回1クール 9クール	180人		8回1クール 5クール		65人	8回1クール 4クール	41人	63%	コロナ禍で会場貸出中止など 会場が確保できず、後期日程 のみ実施	
ふれあい遊湯う (銭湯でのデイサービス)	428回	4,280人		231回		1,800人	231回	1,490人	83%	事前申込制に変更、参加定員 を調整、昼食やカラオケを中 止して実施 4/1～6/30、1/9～3/21の間は 中止	
パークで筋トレ	714回	18,600人		月4 中～ 止5		582回	月4 中～ 止5	15,233人	560回	13,300人	87%
ウォーキング教室	27回	900人	月4 中～ 止6	33回	月4 中～ 止6	660人	32回	580人	88%	屋外事業のため、後期は感染 症対策のうえ実施	

厚生委員会報告資料

令和3年4月19日

件名	介護予防・日常生活支援総合事業のサービス単価について
所管部課名	福祉部高齢者施策推進室地域包括ケア推進課
内容	<p>第8期からの総合事業における要支援者サービス単価について、下記のとおり取り扱う。</p> <p>1 単価の改定 国が定める要介護サービス単価の改定とあわせて、総合事業のサービス単価について改定する。</p> <p>2 改定の時期 介護保険サービス単価改定時期は令和3年4月1日からであるが、区の制度である総合事業サービス単価については、区民や事業者への説明期間2か月を経過措置期間とし、令和3年6月1日から改定する。</p> <p>3 改定の考え方</p> <p>(1) 積算根拠 介護保険サービスと同様の内容の単価（サービス単位数）上昇率をもとに算出</p> <p>ア 訪問サービス 介護サービス単価（国）・・・（身体介護 30～60分）＋0.25% （生活援助 20～45分）＋0.55%</p> <p>イ 通所サービス 介護サービス単価（国）・・・（要介護1、3～4時間）＋1.10%</p> <p>(2) 回数制単価への移行 利用者や事業者の費用の公平性を担保するために、一部残っていた上限設定を無くし、利用回数に応じた単価設定とする。</p> <p>(経緯)</p> <p>ア 平成30年4月の事業スタート時は、ひと月何回利用しても同一額の月額単価だったため、利用者間で費用負担の不公平感が生じた。</p> <p>イ 平成31年4月からの緩和型サービス導入を機に、不公平感の解消と、介護サービスと同様の単価設定を目的に、回数制単価へと改定した。</p> <p>ウ 激変緩和措置として、週1回の利用者が5週利用した月は、従来の月額単価程度を上限として設定したが、5週目の受入れをしない事業者が出るなど、利用者へのサービスを狭める状態が生じた。</p> <p>エ 今回の改定では、利用者の利用回数に応じた単価体系へと完全移行し、利用者、事業者の両者にとって公平な費用体系とする。</p>

(3) 通所サービスにおけるサービス提供時間の下限の変更 (*1)

利用者が感染状況なども考慮し自身の状態にあったサービスを利用できるように、サービス提供時間の下限時間を引き下げ、利用者の選択肢を広げる。

4 改定内容（利用者1割負担、週1回のサービス利用の場合）

【訪問サービス】

	令和3年5月まで		令和3年6月から (第8期)	
提供時間	20分以上 60分未満		20分以上 60分未満	
利用者負担 (1割負担)	身体介護 あり 1回310円	上限 月1,240円 (ひと月 4週を前提)	身体介護 あり 1回312円 (+2円)	参考 5回利用月 月1,556円 (+316円)
	身体介護 なし 1回280円		身体介護 なし 1回282円 (+2円)	参考 5回利用月 月1,408円 (+168円)

【通所サービス】

提供時間	3時間以上 5時間未満		2時間以上 (*1) 5時間未満	
利用者単価 (1割負担)	1回418円	上限 月1,674円 (ひと月 4週を前提)	1回423円 (+5円)	参考 5回利用月 月2,115円 (+441円)

5 関係者への周知

(1) 利用者への周知

令和3年3月に、6月からの改定（案）内容について、利用者全員へ文書により通知

(2) 事業者への通知

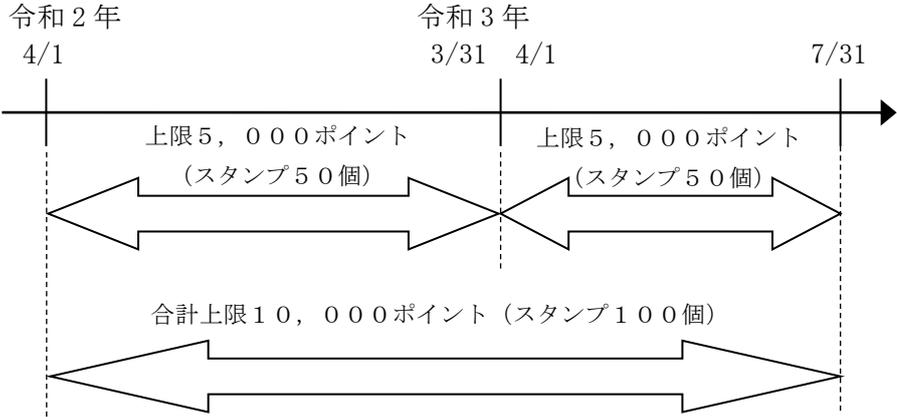
令和3年3月に、6月からの改定（案）内容及び利用者への説明や事務手続きを依頼

問題点
今後の方針

今回の改定内容及び考え方について、利用者、事業者への説明を丁寧に行なっていく。

厚生委員会報告資料

令和3年4月19日

件名	令和3年度元気応援ポイント事業の拡充・変更について												
所管部課	福祉部高齢者施策推進室介護保険課												
内容	<p>令和3年度 元気応援ポイント事業の拡充・変更点及び今後の取組みについて、次のとおり報告する。</p> <p>1 令和3年度の拡充・変更点</p> <p>(1) 元気応援ポイント交付金上限額の引き上げ</p> <table border="1" data-bbox="454 703 1428 898"> <thead> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000円 (5,000ポイント =スタンプ50個)</td> <td>10,000円 (10,000ポイント =スタンプ100個)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) ボランティア活動の年度期間変更 例年4月頃は窓口が混雑することから、申請が集中して長時間お待たせすることを避けるため、年度期間を次のとおり変更する。</p> <p>ア 令和3年度以降</p> <table border="1" data-bbox="493 1146 1428 1270"> <thead> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月1日から3月31日まで</td> <td>8月1日から7月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和3年度の手帳は、令和3年7月中に送付</p> <p>イ 令和2年度（経過措置）</p> <table border="1" data-bbox="493 1397 1428 1574"> <thead> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで</td> <td>令和2年4月1日から 令和3年7月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(例)</p> 	変更前	変更後	5,000円 (5,000ポイント =スタンプ50個)	10,000円 (10,000ポイント =スタンプ100個)	変更前	変更後	4月1日から3月31日まで	8月1日から7月31日まで	変更前	変更後	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	令和2年4月1日から 令和3年7月31日まで
変更前	変更後												
5,000円 (5,000ポイント =スタンプ50個)	10,000円 (10,000ポイント =スタンプ100個)												
変更前	変更後												
4月1日から3月31日まで	8月1日から7月31日まで												
変更前	変更後												
令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	令和2年4月1日から 令和3年7月31日まで												

内 容

(3) 活動交付金の交付申請期限
 年度期間の変更に伴い、交付申請期限も7月31日までとする。

ア 令和元年度活動実績分の申請期限

変更前	変更後
令和3年3月31日まで	令和3年7月31日まで

イ 令和2年度活動実績分の申請期限

変更前	変更後
令和4年3月31日まで	令和4年7月31日まで

(4) 活動褒賞の継続要件緩和

元気応援ポイント事業活動褒賞は、年間3,000ポイント(スタンプ30個)以上のボランティア活動を5年以上継続して行うことが要件となっている。

新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年度のボランティア活動が3,000ポイント(スタンプ30個)に満たない場合でも、令和3年度が3,000ポイント(スタンプ30個)以上であれば令和元年度から継続する扱いとする。

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
緩和前	1年目	2年目	3年目	4年目	×	1年目
緩和後						5年目

2 今後の取組み

(1) 受入施設の拡大

子ども食堂やフードパントリーなどに対し事業の周知を図り、受入施設を拡大していく。

(2) コロナ禍でもできるボランティア活動

オンラインによる見守り活動など、コロナ禍でもできるボランティア活動を検討し、受入施設に紹介していく。

(3) 受入施設へのメールによる問い合わせ

元気高齢者が、気軽にボランティア活動を始められるよう、受入施設一覧表に各受入施設のメールアドレスを掲載し、メールによる問い合わせを可能にする。

3 現状（参考）

(1) 受入施設数 386施設（令和3年2月現在）

施設種別ごとの内訳

介護 関係	ふれあい サロン	ボランティア グループ	地域包括 支援センター	その他	合計
193	75	46	26	46	386

(2) ボランティア活動の受入状況

※ ボランティア活動の受入施設に対する実態調査による。

（令和2年11～12月に実施）

状況	事業所数	%
受け入れている	81	28.3%
休止している	205	71.7%
回答計	286	100%

問題点・
今後の方針

今後も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めながら、コロナ禍におけるボランティア活動を検討する。受入施設を拡大し、ボランティアの参加者を増やしていく。